

日本弁護士連合会臨時総会報告

2012年12月7日(金) 於・弁護士会館2階講堂「クレオ」

日本弁護士連合会臨時総会は、2012年12月7日(金)午後1時から、弁護士会館2階講堂「クレオ」において開催された。

出席者は、午後1時30分の時点で、本人出席456名、代理出席8,190名、弁護士会出席51名の合計8,697名であり、外国特別会員の出席は、本人出席0名、代理出席8名の合計8名であった。

総会は、荒中事務総長の司会で午後1時から始められた。

山岸憲司会長が開会を宣言し、次のとおり挨拶した。

師走に入り忙しい中、本臨時総会に全国から多くの会員に御出席いただき有り難く思う。史上初の再選挙を経て会長に就任してから、過密スケジュールの中で会務を遂行してきたが、早くも7か月が経過しようとしている。会員には、御心配と御迷惑をおかけしたが、会務運営には関係各位からの格別の御支援・御協力をいただき、心から感謝している。

5月9日に当選確定となってから協議を重ね、今年度執行部の会務執行方針を策定するという異例の事態であったが、東日本大震災・原発事故への対応、法曹養成、法曹人口問題への取組、刑事司法改革、民事司法改革、行政訴訟改革、男女共同参画社会の推進など多くの課題がある中、執行部一丸となって取り組んできた。

日弁連は、原発ADRや二重ローン問題の解決のための新しい制度を作ることに尽力をしてきたが、それらを十分に機能させていかなければならない。担い手である弁護士を送り出していかなければならないということで、各弁護士会の協力を得て取り組んできた。今後ともその責任を果たしていかなければならない。

日弁連が求めてきた被災者・被害者の援護法は、「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」、略称子ども被災者支援法として結実した。今後はネットワークの中で、具体的な施策作りに尽力し、適切な運用を図っていく努力をし続ける必要がある。

また、裁判所法の改正法案が国会で可決され、閣議決定に基づいて法曹養成に関する新しい合議制の組織、法曹養成制度検討会議が設置され、新しい委員を含め活発な議論がなされている。日弁連では、既に閣議決定以前に理事会内に法曹養成制度改革実現本部を立ち上げて急ピッチで進む法曹養成制度検討会議への対応に総力を挙げて対応しているが、弁護士の活動領域の拡大、法科大学院制度の改革、司法修習生への経済的支援、司法試験合格者の減員問題など引き続き取組を強めていきたいと考えている。

刑事司法改革については、裁判員裁判の導入を契機に刑事司法の改革は一定の成果を上げてきているが、今こそ取調べの可視化、取調べの全過程の録画の実現、全面的証拠開示制度の実現、全面的国選付添人制度の実現を図らなければならないと考え、全力で取り組んできた。東電OL殺人事件の再審無罪判決、そしてまたパソコンの遠隔操作事件等によって取調べの可視化の必要性、そして全面的証拠開示の必要性については、国民各層にも浸透したものと思われる。新たな捜査手法の導入などの議論もあって、決して平坦な道ではないが、実現に向けて今こそ会を挙げて取り組む所存である。

さらに、司法の担い手である弁護士のみを急増させても、司法基盤を整備し、使い勝手の良い訴訟制度を実現しなければ、市民の権利は実現できない。これらの制度改革に着実に取り組み、前に進めていかなければならない。民事司法制度改革・行政訴訟制度の改革改善にしっかりと取り組みたい。

12月16日には衆議院議員の選挙を控えており、どのような政権の枠組みができるか予測しにくい状況ではあるが、日弁連として政策課題を実現していくために従前以上の幅広い力強い努力が必要になってくると思う。これまで以上の御支援・御協力を改めてお願いする。

また、日常的な弁護士業務の中での横領・詐欺事件などの不祥事が相継いでいるところである。弁護士自治にとって極めて深刻な事態であると認識している。かかる不祥事を根絶し、弁護士自治を守り抜いていくために、各弁護士会、弁護士会連合会、会員においては、意識改革等格別の尽力、真剣な取組をするよう、この場をお借りしてお願いする。

本日の総会では、11の議案を審議いただくことになっている。十分な議論、審議をいただければ幸いである。

続いて正副議長の選任手続がなされ、山岸会長が議長の選任方法について議場に諮ったところ、石原修会員（東京）から選挙によらず会長が指名する方法で議長及び副議長2名を選出されたいとの動議が提出され、他に意見がなかったため、山岸会長が動議を議場に諮ったところ賛成多数で可決された。

動議可決を受けて、山岸会長は、議長として星德行会員（第一東京）、副議長として藤原真由美会員（第二東京）及び長山育男会員（高知）をそれぞれ指名し、正副議長から就任の挨拶があった。

議事規程第5条に基づき、山岸会長から議案が提出された。

議長は、議事録署名者として、大西英敏会員（東京）、前田俊房会員（第一東京）及び犬塚浩会員（第二東京）の3名を指名した。

副議長は、議事に入る前に、発言や採決に際しての注意事項を述べ、また、本総会の議事が会則第54条第1項により公開されている旨及び傍聴者は傍聴席にて傍聴されたい旨を述べた。

議長は、議事に入る旨を宣した。議案の取扱いについて、会長から、第1号議案から第3号議案まで、そして第5号議案から第7号議案まで、さらに第8号議案から第11号議案までは、それぞれ関連する部分のある議案であるため、第1号議案から第3号議案までの議案を一つのグループとし、次に第4号議案、そして第5号議案から第7号議案までのグループ、そして第8号議案から第11号議案までの4つのグループとし、議案が複数にわたるものは一括上程して審議されたい旨の意見があり、議長は、上記グループごとを一括審議し、採決は議案ごとに各別に行うこととした。

【第1号議案】 弁護士過疎・偏在対策のための特別会費徴収の件（平成11年12月16日臨時總會決議・平成16年11月10日改正・平成18年12月7日改正・平成21年12月4日改正）中一部改正の件

【第2号議案】 弁護士過疎・偏在対策事業に関する規程制定の件

【第3号議案】 平成25年度4・5月分特別会計暫定予算及び暫定予算補正予算議決の件

議長は、第1号議案「弁護士過疎・偏在対策のための特別会費徴収の件（平成11年12月16日臨時總會決議・平成16年11月10日改正・平成18年12月7日改正・平成21年12月4日改正）中一部改正の件」、第2号議案「弁護士過疎・偏在対策事業に関する規程制定の件」及び第3号議案「平成25年度4・5月分特別会計暫定予算及び暫定予算補正予算議決の件」を一括して議題に供した。

小川恭子副会長から、次のとおり議案の趣旨説明がなされた。

まず、事前にお知らせしたとおり議案書の一部に誤りがあった。心よりお詫び申し上げます。本日、A4 1枚の裏表の差替資料を皆さんにお配りしている。誤記のあったものは議案本体ではなく、参考資料の注に関するものであり、議案そのものに一切変更はない。議案書24ページから36ページまでが参考資料3であるが、議案書24ページは、これから審議いただく特別会費の徴収に関して、これから3年間にどれぐらいのお金がかかるかをシミュレーションしたものである。議案書25ページ及び26ページは、それに伴ってこれから提案する会計の合体で、それぞれのひまわり基金会計と偏在解消事業特別会計の貸借対照表を示している。そこに1から10まで注が付いており、それについて議案書27ページ以下で説明をしているが、議案書33ページ及び35ページに誤りがあった。議案書33ページに関しては、差替資料の黒枠で囲んであるところに「2800万円」と書いてあるが、これが議案書では空白になっていた。ここは2800万円と訂正をさせていただく。これについては、具体的には議案書26ページのシミュレーションの表の右側の「(16)固定資産」の「(注7)」について説明するものであるところ、ここには正しく平成24年度に「2800万円」と記載されているので確認していただきたい。

次に、議案書 35 ページの部分については、これも差替資料の黒枠に囲まれた欄に「100万円×1件」と記載されているが、議案書では、「1500万円×0件」と誤記がされていた。この定着等準備支援というのは、そもそも1件当たり100万円を上限とするものなので、100万円が単位ということは明らかなので御了解いただきたい。

以上を前提に、まず、議案書1ページの第1号議案について説明をさせていただく。これは弁護士過疎・偏在対策のための特別会費、すなわち日弁連ひまわり基金のための特別会費に関するものだが、この特別会費は現在会員1人当たり700円を毎月お願いしている。この期限は今年度末ということになっているが、今回この月額700円を600円に値下げし、期間を3年間延長するというものである。

次に、議案書37ページ以下の第2号議案は、弁護士過疎・偏在対策事業に関する規程制定の件である。これは、従来ひまわり基金に基づき実施してきた弁護士過疎・偏在対策事業と、偏在解消事業特別会計を設置して行ってきた経済的支援事業を来年4月1日付けで過疎・偏在対策事業として統合することにして、統合後の事業についての目的、内容、会計等について、新たに規程を制定する提案である。

なお、この規程を実施するための規則案は、議案書41ページから92ページまでに掲載しているので参考にしてほしい。ただし、規則は総会決議事項になっていないため、この第2号議案が成立した後、この規則案について理事会に諮ることになる。この規則案については、基本的にはこれまでの両制度における各支援制度をそのまま維持するものとなっている。

会計に関する統合については、双方の会計の残高はもちろんのこと、偏在解消事業における独立開業支援などで、これまで日弁連が偏在解消対策地区で独立開業する会員に貸し付けてきた貸付金の債権なども含めて、両事業の資産及び負債の一切が統合後に新設される新日弁連ひまわり基金会計へ引き継がれるということになる。

具体的な会計の統合の形式については、第3号議案として具体的に提案しているので、議案書93ページを御覧いただきたい。統合の際における両会計の会計処理に対しては、議案書93ページ及び94ページにあるとおり、本年5月の定期総会で承認された来年度の初めの暫定予算について、それぞれ4月1日現在の残高を全て新ひまわり基金会計に繰り入れるという補正予算を承認いただき、双方の特別会計を廃止したい。さらに、議案書95ページで、この2つの特別会計からの繰入金をもって創設される新ひまわり基金の来年度の暫定予算を提案している。なお、この暫定予算は本年5月の定期総会で承認済みの両会計の暫定予算の数字をそのまま合体したものであり、特別会費収入を月額600円で計上している以外は、特に変更はない。

今回の議案提案の経緯であるが、本年大分で開催された日弁連定期総会で、より身近で頼りがいのある司法サービスの提供に関する決議がなされた。今回の特別会費の徴収期間の延長の提案は、その決議や、その基礎となった本年3月に理事会で承認された司法サービスの全国展開と充実のための行動計画を実現するための経済的基盤を確保するためのも

のである。3年前にも特別会費の徴収期間延長のための総会があったが、この議論の中で日本司法支援センターが行う司法過疎対策との適正な役割分担、日弁連ひまわり基金の在り方及び今後の日弁連が取り組むべき弁護士過疎・偏在対策等の総合政策を検討する必要があることが認識され、弁護士過疎・偏在対策総合政策検討ワーキンググループが作られた。そして、昨年3月、このワーキンググループから、会長に対して最終意見書という形で答申がなされた。そこでは、日弁連は平成25年度以降も弁護士過疎・偏在対策に取り組む必要があり、引き続き法律事務所の設置と法律相談センターの展開を続けるべきこと、これらの対策を続けるためには、経済的基盤の確保が必要であり、2013年4月以降も一定額の特別会費を徴収して、その財源を確保すべきこと、ひまわり基金特別会計と偏在解消事業特別会計は、これを一本化して一体の制度として運用すべきこと、日弁連の過疎・偏在問題への取組に関する広報の必要性、司法基盤の充実に向けた行政との連携の必要性などが指摘されていた。これを受けて、まず引き続き行われるべき弁護士過疎・偏在対策の具体的内容を明確にするため、弁護士過疎・偏在解消のための行動計画策定ワーキンググループを設置し、2001年に策定された司法サービスの全国展開に関する行動計画を踏まえつつ、これをさらに充実させるため、今後10年間に取り組むべき新たな行動計画案を作成し、本年3月の理事会で承認されている。そして、同じく昨年3月の最終意見書にあった、2013年4月以降も一定額の特別会費を徴収してその財源を確保すること及びひまわり基金特別会計と偏在解消事業特別会計は、これを一本化して、一体の制度として運用することについても、引き続き検討を進めた結果、今回の提案となったものである。

特別会費徴収期限の延長については、行動計画の期間は10年であるが、延長期間が3年となっているのは、一切の対策を3年でやめるということではなく、とりあえず1人月額600円、当面の事業に必要な財源を確保し、3年計画の様子を見て、さらにその後の方策を検討すべきであるという考えによるものである。これまでも、当初月額1,000円で始まった会費が1,500円、1,400円、700円と毎回変更され、継続されてきた経緯がある。

この月額600円という金額について説明すると、これは今後3年間の弁護士過疎・偏在対策事業にかかる費用に関するシミュレーションで、総額12億7000万円ほどの財源が必要であるという認識に基づくものである。すなわち、弁護士過疎地の法律相談センターの補助金として約3億9000万円、ひまわり公設事務所の新規開設15か所、引継ぎ60か所程度を予想して、約4億2000万円程度、偏在対策の経済的支援に約3億9000万円程度、これに加えて研修活動費、予備費等を含めて約12億7000万円が必要であると予測している。なお、統合して一本化した後の新ひまわり基金の正味財産は約15億9000万円が見込まれる。しかし、この中には仮払金、貸付金、敷金等の流動資産及び固定資産が含まれるため、現金、預金等のキャッシュは約7億円程度しかない。これまでに、偏在対策事業等による貸付金債権があるが、まだ返還期限にきていないものが多いため、この3年間に回収見込みのものは約1億4000万円程度にとどまり、結局今

後3年間に事業資金に充てることのできるキャッシュは、合計8億4000万円程度にとどまる。先に述べたように、事業に必要な資金は12億7000万円であるから、この差額の4億2000万円が、最低限度何らかの形で資金の手当てをしなければならない金額として計上される。そこで1人月額600円の特別会費をお願いできれば、3年間でおよそ7億1000万円の資金調達ができるという計算になっている。したがって、ある程度余裕を持って資金ショートを避けることができると計算をしている。

以上が、議案に関する直接の説明であるが、新しい会員もいるので、少し弁護士過疎・偏在対策の意義、歴史等に関して説明をさせていただく。まず、日弁連ひまわり基金の設置の経緯であるが、弁護士過疎・偏在地域が存在するということは、国民の基本的な権利としての裁判を受ける権利、あるいは弁護人依頼権の保障を阻害するものである。これは、国民の弁護士へのアクセスを阻害するものであり、日弁連は古くからその解消のための検討をしてきた。ただし、具体的な政策として動き出したのは、1993年の弁護士業務対策シンポジウムで、弁護士ゼロワンマップが公表されてからである。なお、当時地裁支部の管轄地域単位での弁護士ゼロ地域は50か所、1地域が24か所あった。そこで1996年、名古屋で開催された定期総会において、いわゆる名古屋宣言を採択し、弁護士過疎・偏在対策事業を進めてきた。そして、これらの財源に充てるため1999年9月の理事会において、日弁連ひまわり基金が設置された。日弁連ひまわり基金は、東京弁護士会からの1億円の寄付金、3000万円の日弁連50周年記念事業特別基金が財源となっているが、それに加えて会員から特別会費を集めて、これで4回目の延長となる。さらに平成19年度には、特別会計の統合による余剰資金を基礎として一般会計からの繰入れ等も財源とする偏在解消事業特別会計を設置し、弁護士過疎解消のための経済的支援を5か年に区切った事業として進めてきた。その主な内容は、偏在解消対策地区とされた地域で開業する弁護士に開業資金を貸し付けるものであり、これは既に169件の利用があった。また、ひまわり基金法律事務所は全部で112事務所、うち、現在動いているのは70か所、日弁連ひまわり基金の支援を受ける弁護士過疎地域の法律相談センターは140か所という状況になっている。このようにして、弁護士のゼロワン地域は解消し、偏在地域も大幅に減っている。偏在解消地域に関しては、そもそも全国に122地域あって400人の弁護士が足りないと言われていたのが、現在53地域まで減少して、114人の弁護士が足りないという状況とされている。日弁連ひまわり基金による事業及び偏在解消特別事業は、制度の成り立ちは違うが、同じような目的で行われ、所管委員会もいずれも日弁連公設事務所・法律相談センターであり、事実上一体の制度として運用、処理してきたことから、今回これを一体にして機動的に処理をしていこうということになったものである。

日本司法支援センターとの関係については、2006年に日本司法支援センターが設置され、ここでは現在いわゆる弁護士過疎対策の4号事務所が32か所開設されている。したがって、日弁連の稼働中のひまわり基金法律事務所70事務所とこの32事務所、弁護士過疎・偏在対策については、100か所以上の事務所が日本全国で活動しているとい

うことになる。

このような状況であるので、これを一層推し進めるために、今回の第1号から第3号までの議案を提案させていただく。

最後に、当然のことながら弁護士過疎・偏在対策は、ひまわり基金などによる、いわゆる財政的な支出のみに依存して行われるべきものではない。今後は、日弁連としてひまわり基金による財政的支援以外の様々な対応での弁護士過疎・偏在解消のための行動に取り組み、できるだけ会員の財政的負担の軽減を図る努力もしていきたいと思っている。しかし、まずは今後3年間の弁護士過疎・偏在対策の解消状況を確認しながら、各制度の内容の見直しの必要性や、その後の特別会費の必要性等を検討していきたいと思っている。

議長は、質疑に入る旨を宣した。

大西裕子会員（高知） 「四万十市のゼロワン地区で約9年間弁護士をしているが、それを前提にして質問が2つある。1つ目は、ひまわり基金法律事務所に赴任した弁護士で、3年以上の弁護士経験をもって行った人がどのくらいいたか。2つ目は、赴任する弁護士の養成事務所にお金を払っているようであるが、養成がうまくいったかどうかについての検証はされているか。」

太田治夫日弁連公設事務所・法律相談センター委員 「ひまわり基金法律事務所の所長弁護士として赴任した者で、弁護士経験3年以上の人がどのくらいいるかという点については、統計はとっていない。おおむねいわゆる一般の事務所で研鑽を積みながら、1年半、あるいは2年といったところで所長として赴任する例が大方であるが、中には3年以上、あるいは人によっては5年以上の弁護士経験を積んで赴任した例も一定数ある。ただし、統計はとっていないので、即答は控える。次に、養成事務所に対しての支援は、いわゆる特別会費の支出の中では、養成事務所のための支援ということで、養成した弁護士がひまわり公設事務所弁護士又は日本司法支援センター常勤スタッフ弁護士等として赴任したときに、養成をした事務所に100万円の資金を補助する制度である。この成果については、専ら全国でひまわり基金の所長弁護士として活躍した方が、どういう活躍を各地でしているかということをもって評価していただきたい。これまでのところ、おおむね各地の公設事務所で活動している先生方は、地元から受け入れられて、それぞれの地域住民等のために十分な活躍をしてきているということで、この養成の成果があったと考えている。」

新穂正俊会員（埼玉） 「議案書25ページの日弁連ひまわり基金会計のところでは現預金の次に各仮払金があるが、これは注10を見ると仮払金も戻ってきたりしているようであるが、この仮払金の毎年戻ってくる部分と出ていく部分の均衡はどうなっているのか。」

太田日弁連公設事務所・法律相談センター委員 「議案書25ページ『流動資産』の中に御指摘があった公設事務所運営援助仮払金がある。それから、公設事務所開設援助仮払金がある。それから、公設事務所賃借費仮払金がある。大きな数字が上がっているのは、公設事務所運営援助仮払金であり、主に公設事務所開設当初、又は旧所長から新所長に引き継ぐときに、立ち上がり後直ちには収入が上がらないといった場合に、運営費を仮に支出するというものである。これは、従来の各ひまわり基金法律事務所については、おおむねその後2年ないし3年の事務所運営の中で、運営費の仮払いを受けたものを返還するに足りるだけの収入を得ているということで、ほぼそのまま返還をさせていただいている。それから、公設事務所開設費援助仮払金は、これは一旦仮払金で立てるが、実際上は赴任するに当たって、あらかじめ一定の開設のための費用を貸し付けるような形で仮払いをしている。しかし、実際にはそれが現実の公設事務所開設費として支出されることになるので、これは返還を要することなくそのまま費用に計上されて、公設事務所の維持費という形で振り替えられるということになる。」

居林次雄会員（山口県） 「さらに3年間特別会費600円を徴収した後、その先はどうするつもりか。」

小川副会長 「10年間の行動計画になっているので、3年過ぎてもあと7年残っていることになる。3年後にどうなっているのかは、経済情勢の問題、弁護士人口その他いろいろな問題があり、なかなか先が見えないという意味で、とりあえず3年にしている。

ただ、弁護士人口の増加の影響が、それで全てが解決するわけではないが、ある程度影響してくるということが考えられる。それから、偏在解消の経済的支援のために貸し付けたお金が、一応返還期限が貸し付けてから7年ということになっており、そろそろ返還期限を迎える貸付けが増えている。かなり手持ちのお金を回転しながらやっていけるという時期に入っていけるという意味では、現在よりは、経済的に楽になっていくのではないかなと思う。ただ、反対に言うと、これからまた作っていく事務所を引き続き維持していかなければいけない。あるいは今までは過払いのバブルがあり、弁護士過疎地に行ってもそれなりに採算がとれてきたところが、今後はなかなか仕事があっても採算がとれないということも出てくるかもしれないという意味では、プラスの面とマイナスの面が両方あるので、最も良い場合は集めなくてもいいかもしれないし、あるいはかなり金額が低くなるということが考えられるかもしれないが、もし状況が悪くなればまた考え直すということもあるかもしれない。そういう意味では、先行きが分からないので、3年と御理解をいただきたい。」

大西会員（高知） 「この議案書を見ると、法律相談については、誰でもどこでも良質などというふうな言葉が書かれている。先ほど、何年ぐらい経験のある方が行っているのか

と聞いたら、1年から1年半の弁護士経験をもって行く人が大方であるという答えであった。自分は約6年間イソ弁をした。それで独立するときもかなり自分で不安を持って独立した。我々の年代の者は、皆そうであったと思う。その経験からして、1年とか1年半とかの弁護士が弁護士過疎地域へ行って良質な法律相談ができるというのが執行部の考えか。」

小川副会長 「1年ないし2年養成すれば、ある程度の仕事はできるのではないかといいところであるが、確かにベテランの先生が行っていただけるに越したことはないと思っている。この制度は、若い方だけを対象としたものではなくて、年齢にかかわらず行ける事業である。ただ、実際になかなか行ってくれる方がいないということで、若い方が多くなっているという実情にあるが、偏在地域に対する経済的支援のことに關しては、ある程度の年齢の方が行っているという事例もあるように聞いている。」

安川秀穂会員（千葉県） 「まず、議案書21ページの『経済的支援（偏在対策事業）』ということで、平成23年度実績で53件という記載があるが、具体的にどの地域に対する支援となったか。また、議案書34ページの『貸付金の返済（返還収入）及び免除について』に免除要件として『平均年額が900万円に満たない場合』と記載されているが、この900万円としている根拠と、これが昨今の若手弁護士の経済状況を含めて、例えば低くなるとか高くなるとかということを検討しているのか。さらに、これは同じく返済の免除に関する規則の関係なので、総会の議決事項ではないかもしれないが、免除の要件として、積極的に公益活動に従事したと規定されるようだが、この積極的というのはどのように評価されるのか。」

太田日弁連公設事務所・法律相談センター委員 「1番目の質問を私から回答する。具体的な地域ということであるが、平成23年度、手元の資料を見ると、北は北海道から南は九州まで、それから大都市部に近いような首都圏近郊の弁護士会等もあり、逐一申し上げることは時間の関係もあり差し控えるが、全国各地にということで御理解いただきたい。」

藤原靖夫日弁連公設事務所・法律相談センター副委員長 「2番目と3番目の質問についてお答えする。2番目の免除要件としての900万円の収入というところの根拠であるが、まずこの制度ができた時点で、その制度についての検討を行う中で、ひまわり基金法律事務所については、年間720万円までの運営費援助というものが規定されており、それを基準として考えつつ本件のような独立開業する場合には、おそらく自己資金又は借入等をしながら独立開業するための費用の支出が相当程度ある中で、その返済に充てなければいけないお金も出てくることを考慮して900万円という金額を設定した。しかしなが

ら、この金額については、昨今の経済情勢等に鑑みて議論があった。本年度600万円と既に規則は改正をしている。しかしながら、不利益変更という意味では、当初900万円という規則の段階で貸付けが行われたものについては、そこを一方的に変更することはできないので、900万円という基準が適用される方々もいると御理解いただきたい。

3番目の積極的公益活動ということであるが、こちらについては、ひまわり基金法律事務所における所長弁護士等の公益活動の取組を参考として、それと同等程度という位置付けで捉えている。その積極的公益活動に取り組んだかどうかについては、弁護士会にも公益活動の取組状況について確認をしてもらい、その意見書等を見ながら積極的に受任したかどうかということ、委員会として判断しているという状況である。」

大西会員（高知） 「先ほど、年配の方がゼロワン地区へ行ってくれたらいいが、なかなか行ってくれる方がいないというお答えだったと思う。この年配のいわゆる60歳以上とか、そういった方々が行ってくださるように積極的な働きかけとか、制度的な取組とか、そういったことはどうもしていないように見えるが、そのような積極的な取組をしているか。」

小川副会長 「特に年齢に関わった対策は、今のところしていない。」

議長は、他に質疑を希望する者がいないことを確認し、討論に入る旨を宣した。

佐藤克哉会員（新潟県） 「本議案に賛成の立場から意見を述べる。私は、登録10年目であるが、4年半新潟市内で勤務弁護士をして、その後、2年間佐渡ひまわり基金法律事務所に赴任した。その経験から感じたことは、人の営みのある地域には、必ず司法、弁護士の力によって解決しなければならない紛争がある、事案があるということである。佐渡は6年前まで弁護士は1名であった。地裁民事のワ号事件も年間20数件程度であった。需要はないのではないかと言われていたが、その後法テラスができ、ひまわり基金法律事務所ができて、私も赴任したが、相談件数は爆発的に増加し、地裁ワ号事件もおよそ3倍になった。人の営みがある地域には必ずニーズはある。ただ、弁護士が身近な存在でないとそのニーズは顕在化しない。数字として表れてこない。だから弁護士が積極的に地域に出て行って、司法アクセスを改善していかなければいけない。そうすることによって、その地域の方々に司法の救済の光が当たるということを実感してきた。法律事務を独占する弁護士としては、この司法アクセスの改善の取組を進めることは弁護士及び弁護士会の責務である。確かに、これまでの10数年の取組で地裁支部単位でのゼロワンについては、相当程度解消しているが、市民目線で見るとまだまだアクセスが不自由だ、困難だという地域はある。例えば、独立簡易裁判所の所在地域、私の所属する新潟県も大変県土が広いので、地裁支部がなくても一定のまとまりのある地域というのがある。そういったところ

の市民の方に、弁護士を利用しやすくするという取組をますます進めていく必要があるだろうと思う。新潟の管内では、実は自治体が法律事務所を出す場合に補助金を出すという制度がある。柏崎市、それから糸魚川市では、それぞれ300万円と200万円を補助金として給付するという制度だが、この制度は黙ってできたわけではない。弁護士会がひまわり基金を作ってお金を出し合っ、しかも汗も流して司法過疎の問題に取り組んでいるのであれば地元の人間として何かできることはないかというような考え方で自治体が動き、議会の承認を得て導入をされたというものである。ひまわり基金は、議会を動かし、自治体を動かすという意義、機能もあるので、ぜひ今回の議案については、多くの会員の先生方に御理解をいただいて賛成をいただきたいと切に願います。」

新穂会員（埼玉） 「この議案について、まず前提として事業を継続すること、それから特別会計をそのまま維持することについては賛成という前提で、ただ、この議案については反対の意見を述べる。この議案は、そもそも財政的な面で3年間出すことができないということが前提で出されている議案である。先ほどの趣旨説明のところでも余剰金についても言われていて、このひまわり基金と偏在解消の基金で一応繰越余剰金はひまわり基金が7億8000万円ぐらい、それから偏在解消基金が4億5000万円ぐらい、合計で平成23年度末で12億ちょっと超えるぐらいあった。そのうち仮払金などは除くという話があったけれども、仮払金も運営の仮払金として1億8000万円については、ほとんど戻ってきているということであるので、数千万円が仮払金として残る。そうすると現実には、平成23年度末現在で約12億円近くの繰越余剰金がある。そういう状況の中で、毎年の支出を見ていくと、ひまわり基金で2億4000万円が毎年平均で出ている。それから偏在解消で1億5000万円、合計で3億9000万円が出ているというのが、今までの実績である。そうすると平成24年度末で考えた場合に、偏在のほうの部分では全然収入がないので、1億5000万円減ったとして3億円、ただ、ひまわり基金は7億数千万円があるので、10億円を超える金額の繰越余剰金がある。それで先ほど言ったように、1年の金額というのは約4億円、そうすると2年は少なくとも十分この繰越余剰金でできるはずである。予算のところを決めると、予算がものすごく大きすぎてすぐ赤字になってしまうけれども、決算で見ていくと2年間は間違いなく継続できる。そのときの会員にどうするかというのを判断してもらっても遅くない。これだけ弁護士人口が増えて若手も大変な状況の中で、わずかというふうな考え方もあるかもしれないが、それを特別会費として徴収をする。しかも、そのためにこういう臨時総会を開催するという、そういう費用までかけるということ自体がどうしても納得できない。それから、2番目として財政関係でいえることは、単にこの特別会計だけで考えるべきではなく一般会計から考えるべきだと思っている。一般会計で平成23年度末の繰越余剰金が14億円超えるぐらいある。この数年見ているが、予算の支出の部分というのは、大体それから6億円ぐらい毎年予算よりも少ない支出になっている。それで、予算のほうの収入のほうは、多少多いぐらいの収入

が入ってくる。それで平成24年度予算でいうと52億円ちょっと超えるぐらいの収入があって、支出も一応予算では52億円ぐらいある。そうすると決算でいうと46億円ぐらいになるはずである。そこでも6億円か7億円繰越剰金が出てくる。そうすると一般会計でも20億円を超える金額が出てくるから、その中からもし足りないというのであれば、まず出すということを考えて十分可能なはずである。そういう意味でもこの議案には反対である。さらに、会館特別会計には約45億円の繰越剰金がある。それで毎年、3億円から3億5000万円の繰越剰金が増えていく。最初は平成4年ぐらいだったと思うが、会館建設をしたときの金額との関係でいっても、もうかなりの部分を繰越して貯めている状況にあると思う。したがって、これは一般会計のほうから5億円を繰り入れて、そのうちの3億何千万円が会館特別会計の剰金となる。そうすると、その部分でも会規とか改正する必要があるかもしれないが、それを変えていくことによって1億円とか2億円を出すことは十分できるはずである。そういうことを考えていくと、わざわざここで特別会費として徴収をすることは、どう考えてもおかしい。会とか会派の中でいろいろな議論があると思う。しかし、これは財政のために行われている、財政支出がどうなのかということで行われている総会である。今言ったように、財政の面でいえば十分に2年間、最低でも2年間はやっていくことができる。それなのになぜ今、これを継続しなければいけないのか。それで逆に2年間経過した後の判断は、その時の会員が判断すべきことであって、今判断すべきことではないと思う。そういうことも十分考えていただいて、自分の頭で、今の本当の現在の情勢を十分に認識していただいた上で判断をしていただきたいと思う。」

鈴木信行会員（第二東京） 「本議案に賛成の立場から、意見を述べる。私は、64期で現在養成事務所に所属し、近い将来公設事務所に赴任することを検討している。この1年間充実した養成のプログラムを受けさせていただいた。日頃より多大な御支援をいただいている会員の皆様には、本当に感謝をしている。私自身は、地域の弁護士と法テラスによって、その地域の法的需要がきちんとカバーされるのであれば、ひまわり基金はその役目を終えるべきだと思っている。しかしながら、今この現状においては、その段階には至っていないというのが私の考えである。理由は3つある。第1に、物理的にひまわり基金法律事務所しかないという地域がまだある。例えば、北海道のオホーツク海に面する紋別である。ここは、10年経っても定着という状況には至っていない。法テラスもない。このような地域に至っては、引き続きひまわり基金法律事務所の役割が期待されていると思う。第2に、その地域において既にひまわり基金法律事務所が重要な役割を果たしているという場合がある。私はこの9月に、奄美大島のひまわり基金法律事務所を見学させていただく機会に恵まれた。奄美には5人の弁護士がいる。2人はひまわり、1人は法テラス、1人は地元の先生、1人は法人の支所の先生である。そして、民事法律扶助や国選弁護といった種類の事件は、依然としてひまわりがその大きな受け皿になっているという状況であった。このような地域でも、依然としてひまわり基金法律事務所の役割が期待されてい

と思う。そして第3は、日弁連がひまわり基金を通じてまだできることがあるという思いである。養成事務所を卒業して、東北に赴任した私の先輩は、震災直後まだ日弁連としての支援体制や弁護団がまだきちんと整っていない段階で、早くから法律相談に応じ、地元の切迫した法律相談のニーズに対応してきた。また、離島に赴任した先輩は、それまで事務所に出向いて相談をするという習慣があまりなかった島民の方のために、自らスケジュールを調整し、自動車でその自宅まで行って相談することによって、新たな法的需要というのを掘り起こしている。私自身も赴任をした際には、地元の声をよく聴いて関係機関の方ともよく話し、地元の先生とよく話して、何が足りていなくて、何が埋もれているかをよく考えて、そこで提供されていなかった新しい法的サービスを提供したいと思っている。そして、地元の方に日弁連のひまわり基金法律事務所が来てくれてよかったと思っていただけるように頑張りたいと思っている。そうすることで、日頃より多大な御支援をいただいている会員の皆様にひまわり基金の成果を還元していきたいと思っている。この特別会費の延長に御協力をお願いする。」

高山俊吉会員（東京） 「この議案書は97ページからなっている。最も驚いたことは、情勢を何にも書いていないということだ。弁護士の過疎をいう前に、あるいはそれ以上に、この国の住民と経済が完全に過疎化している。限界集落という、年齢だけの問題ではない。経済が、政経が限界である。限界自治体があり、限界市町村があり、限界都道府県になろうとしている。皆さん、こちらに来るときにシャッター通りを歩いて来られたらう。飛行場へ行く途中だってそうだったのではないだろうか。そういう状態にあって、私たちが去年、今年、来年と自分の事務所を持っていくことができるかどうかということさえも、悩みになっている人たちがたくさんいる。国税庁の調査では、年収が70万円以下の弁護士が5000人いるという。この現実の中で考えなければ、一つ一つの美談を聞いていても、失礼ながらしょうがない。どうするのだ。どうなるのだ。私はそのことを皆さんと一緒にここで考えてみたいと思う。儲かる者、儲かることができる者に全てを委ね、そして社会的に意味のない者はどんどん切り捨てていく、生存さえも見捨てる。そういう政策が新自由主義政策として進んできた。そのすさまじい実態は、私たちの世界には構造改革とか司法改革とかという形で進んできた。みんな食えなくなった。今6000万人の労働者の中の2500万人が非正規雇用だという。若い人たちは過半数が非正規雇用だ。いや、もっと多いかもしれない。ほとんどがといってもいいぐらいの世代がいる。自殺者が3万人を超えるということは、皆さんよく御承知のとおり。こういう状態の中で私たちの生活もある。弁護士の数が3分の1以下だったころに比べて、各支部の地域の弁護士の数は、その頃のほうが多かったという報告がある。その中で、私たちがこういう過疎対策だの、あるいは偏在対策だのということを議論するということだ。1999年に司法改革が、あの審議会が議論を始めた年にこの制度が始まった。13年も経って、私たちはもう考え直してもいいときが来ているだろう。これは、間違った政策なのだ。新自由主義政策が進む

中で、弁護士が何か一生懸命頑張れば状況が変わるといふ、そういうことが絶対にないといふことがある上に、それだけではなくて、新自由主義政策のこの途方もない反国民性を曝露するのではなくて、それをごまかして、煙幕を張って、誰にも見せなくする側に弁護士が立つといふことだ。船の底に大穴を空けて水がじゃぶじゃぶ入ってくる状態にしながら、弁護士がお椀か茶碗で水を外に吐き出すといふ仕事をさせて、この船は大丈夫だと思わせる側に立つといふことだ。これを皆さんが許すのか、認めるのか、受け入れるのかといふことだ。私は、とんでもないことだと思っている。この途方もないこの国の状況、ある政党が大勝するとここで憲法改悪が具体的になると言われたではないか。その状況が現実にある。消費税増税の中で国民の生活は破綻に行く。その中で私たちがこの過疎・偏在の対策をおろおろとやっていく、このことのでたらめさをみんなが自覚をする必要がある。その意味において、私は1号議案、2号議案、3号議案全てに反対である。」

細井土夫会員（愛知県） 「この第1号議案から第3号議案までに基本的に賛成の立場から意見を申し述べる。詳細は、小川副会長が説明し、それから議案書にも書いてある。私は経済的支援策、あるいは法律相談のこともあるが、ひまわり基金法律事務所に関連して賛成意見を述べたい。この弁護士過疎対策、あるいは過疎・偏在対策といふのは、日弁連が基本的に取り組んできた、基本中の基本政策であると私は理解している。現在この弁護士過疎・偏在の問題が本当に解消していれば、それはそれでここで1つ見切りを付けようといふ議論があるかもしれないが、今年の総会決議、あるいは昨年度になるが、3月の行動計画でもあったように、まだまだ日本には、弁護士過疎・偏在地域は存在する。例えば、今年の10月に静岡県伊東市にひまわり基金法律事務所ができた。ここは管内人口7万人ぐらいのようだが、弁護士が亡くなって弁護士がいなくなった地域といふことである。開所式に市長が来られて、非常に日弁連に感謝の言葉を述べておられた。これは、やはりそういう地域がまだまだ日本の中には、たくさん残されているといふのが現実であるので、行動計画に基づいた運動を進めているといふことは、ずっとこれからも必要ではないか。それから、もう一つ日弁連は、今刑事関係で被疑者国選の拡大、第3段階、第4段階の拡大に取り組んでいる。それから、少年付添人の国選の拡大の運動にも取り組んでいる。もしその運動を進めていく上で、このひまわり基金法律事務所といふものがないとしたら、この運動は立ち所に成り立たない。こういう全体的ないろいろな運動、これは刑事に限らないし、例えば高齢者の問題に取り組むといふ場合も同じことになると思うが、そういう問題に取り組んでいこうといふ場合には、どうしてもこのひまわりの運動は続けていかないと成り立たない。ただ、ひまわりの運動は今までも問題がなかったわけではないし、これからもいろいろな問題を抱えながら、それを解決した上で、運動を進めていかなければいけない。先ほど高知の会員が、送る弁護士は大丈夫かといふ質問をした。今までは、過疎地に行く弁護士が非常に少ないといふ時代があったので、やむなくといふふうに私は理解しているが、1年で行ってもらっていたといふことであるが、これからは派遣をする場

合にはもう少しゆっくり考えていく時期に来たのではないかと考えている。先ほど64期の方が発言した。ああいう志の高い人ばかりであれば、1年でいいのかもしれないが、私がもし1年で地方へ行って弁護士をやってそれで職員も使って大丈夫かと言われればとてもできなかったらと思う。多分ここにおられる過半数の人はそういう人ではないと私は信じているが、質のいいしっかりとした弁護士を養成するには、やはり2年とか3年というのはどうしても必要だろうと私は思っている。そういう点は今後の課題としてこれからやっていくべきではないか。そういう課題を解決するには、若干の費用だとか時間がかかってくると思う。地方が傷んできている。経済的にも人口が減少し、非常に過酷な状況になってきているということは、地方の弁護士であれば誰でも知っていることではないか。そういうところに、本当に赴任して定着してもらおう弁護士を将来的に確保するというのは、私は非常に難しい問題だろうと私は思っている。行って帰ってくるというシステムがどうしても必要だろうと思う。そういう意味では、財政の問題でも今まではそういうところに経済的援助をする必要がなかったが、そういう事務所が増えてくるだろうと予想している。それもやはり財政的にはマイナスになっていくだろうなと私は思っている。それから、やはりひまわり基金法律事務所の全てが円滑に回るというのは、これは理想ではあるけれども、残念ながらこれから問題が起こると予想している。長くこの制度を続けるのであれば、そういうところには、日弁連として支援するシステム、あるいは問題が起こったらそこへ行って解決するようなシステムが必要ではないか。そういう問題も将来的には課題としてある。ひまわりのこの問題は、日弁連の看板政策だと思っており、今後もやっていくべきであるが、やはり現実的に問題を抱えているということ踏まえて、これからいい制度にしていくことも含めて、また財政負担がかかることも含めて、私はこの議案に賛成したい。」

大西会員（高知） 「四万十市は、非常に風光明媚なところだが、やはり過疎から脱却できないところである。そして、ここに若い先生が来て定着をするというのは難しい。なぜかという、この町はいわゆるレベルのいい高校というのは一つしかない。そして、成績のいい子はほとんど、そこに行くか、高知県のほうの進学校に行っている。そうすると、そういう学齢期の子どもを抱えている弁護士が、ここに定着するということは、ほぼ不可能である。先ほど、私は年配の人に行ってほしいと述べたが、年配の人が行ってくれば、養成費用もいらぬし、そしてその方々は大抵多少のお金を持っているから、そういう設立費用も全然補助しなくていい。現に私が行くときは、何も補助もしてもらっていないし、もちろん養成機関にも入らないが、そういう方が行くということが本当に実現すれば、そういう方ならば子どもは巣立っているわけだから、そして良質な司法サービスもそれこそ提供できるだろう。そういった道があるということが一つ。もう一つは、定住が望めないというのであれば、先ほどのこれから行くと言っていた方の心が本当に素直で、いいなと私も思う。でも、受け入れる側は、怖いことに、弁護士経験が4年でも5年でも10年でも実力は一緒ではないかと思っている。ところが、実際に相談してみたらいろいろ思っ

いたのと違う。弁護士に対するイメージが必ずしも良くはないというようなこともある。こんな若い先生で大丈夫かという心配があるのが普通だと思う。ここに来ている大きな事務所とか複数で事務所をやっている弁護士で、来たての弁護士、又は1年とか1年半の弁護士に全部事件を最初から任せる先生が果たしてどれだけいるか。ひまわりとか公設とかいうところで若い人が行っているというのは、そういう状態である。理念はよし。でも、中身が問題である。もっと調査してほしい。私の質問に対し、ほとんど調査していないような回答があった。津々浦々にひまわりをと書かれている文書を見たら、すごいな、活躍しているなと思う。でも実際はどうかということ、どこにも書かれていない。そして、地方で住むことの不便さとかいうのも、ほとんど書かれていない。一番の不便は、プライバシーがないことである。そういうところに住み続けるのは若い方々にとっては大変なことである。だから、派遣期間が3年間というのは、悪くはない。しかし、3年間来させるなら、後の面倒を見てあげてほしい。今みたいに就職するのが非常に困難になっているのに、3年間例えば四万十市に送り込まれて、その後どこへ行ったらいいのかというのが分からないということでは、実際は放り出されたのと同じだと思う。したがって、第1は、若い人ではなくて、年配の人に来てほしい。そして、もし若い人を送り込むなら、その人たちにしっかりとジョブトレーニングをしてほしい。地方へ行ってからオンザジョブトレーニングをされたのでは困る。ジョブトレーニングをやった後、そして3年間来た後は、ちゃんと帰るところがあるというような制度にしてほしい。そういうことが何にも実現していない。そしてもう一つは、会費は絶対下げてほしい。地方にいて思うのは、これ以上高い会費だったら、私たちでももう払いにくくなっている。若い人たちはもっと大変だと思う。それなのに、会費値下げの案は出ない。こういうことをやっていけば、本当にさっき会長が最初に言われたような不祥事が続く。そしたら弁護士自治は、崩壊に導かれる。そういう意味で反対である。」

居林会員（山口県） 「安易に特別会費を取るということには反対である。700円を600円に下げたところは改悛の情があっていいと思うし、法テラス偏在地対策は大変効果があって非常に良いことである。続けるべきだと思うが、先ほど埼玉の方が述べたように、それは一般会計でやればいい。どうして特別会費を取らなければいけないのか。そのところに問題がある。良いことをやっているから特別会費を取っていいとはいえず、もう一步説明がある。その説明がない。10年計画だから、3年でやめるのではないと、続けそうなことを言うから震えがくる。そういう甘い執行部ではしょうがない。たった700円とか600円とか言うけれども、そのぎりぎりの会員は生死の境を取られるようなことにもなりかねないし、我々老人もそんなに収入もないので、会費自体を洗い直すべきだと思う。何でも一律に頭割りを取るというのはおかしい。会費の制度を根本的に洗い直すべきである。所得基準を1%でもいいから入れるべきである。自分のところの県を言っただけが悪いが、会費が日本一高い。県の弁護士会館を建てて金がない。わずかな人数で、それ

を今払っている。日弁連の会費も払って、会館の費用も払って、さらにまた何とか対策、何やら特別会計といって迷惑である。もうやめてもらいたいと思ったらまた3年延長するとは冗談じゃない。わずかなことをけちけち言うなと言うけれど考え方がおかしい。政府に行政改革を言うのに、日弁連の委員会は50幾つか60幾つかあって、こんな大きな会館があるのに、部屋は取れない。何をやっているのかと思わないでもない。会長は、この50幾つあるうちの1割を在任中にカットする、その浮いた金で法テラスも過疎地もやりますというぐらいのことは言ってもらいたい。最初の議案が特別会費徴収を3年延長します。その先は10年計画でまだやりそうなことを言うからぞっとする。そういうことではだめだ。」

長田正寛会員（札幌） 「札幌弁護士会の会長をしている。弁護士自治を守るためには、外から評価してもらおうということが、どうしても必要である。その一番必要としているところは、過疎対策を十分に担っていくということである。これは私の個人的な意見であるが、我々が会費を負担してこの過疎対策を進めるということが、国民からの信頼を受け、法テラスによる総合法律支援の中で、過疎対策を国の責務に押し上げたというのも、このひまわり基金があって過疎対策を進めたからだと思う。今日は、札幌弁護士会の立場を話しに来た。北海道は、御承知のとおり過疎地ばかりである。ひまわり基金法律事務所を今まで15設置した。うち二つは定着したけれども、なお13のひまわり基金法律事務所がある。それから、法律相談センター、過疎型の法律相談センターもかなり設置してきた。札幌弁護士会には、まだ8つの過疎型のセンターがある。そして、ブロックでは、養成をするための拠点事務所として、道弁連の会員はひまわり基金以外にすずらんという基金を作って、毎月2000円の過疎対策費を払って、そしてその拠点事務所を運営している。我々は、ひまわり基金でこの北海道の過疎対策を進めてきたけれども、これがなければ、実際のところこの過疎対策を担っていくことはできない。北海道は特に厳しい状態である。過疎対策に関していうと、先ほど述べたすずらん基金法律事務所は、ブロックで運営しているが、赤字に転じて年間2千数百万円の赤字が出るという状態になっている。みんなで担っているが、これをどうしていこうかと一生懸命考えている最中である。それから、ひまわり基金事務所に関しても、札幌弁護士会には今4つあるが、うち二つのひまわり基金法律事務所が赤字に陥って、運営費援助を年間で1000万円受けている。それから、過疎型の法律相談センター8つを抱えているが、法律相談センターの相談件数が激減して、非常に経営が厳しくなっている。この過疎対策は、ひまわり基金から援助を受けて進めてきたけれども、北海道の弁護士が中心になって手弁当でいろいろ進めてきたということが、非常に大きい。派遣する弁護士も指導し、一緒に事件を供給して、その中で育成し、それから自治体にも挨拶に回って自治体からの補助も獲得するという、そういう手弁当で進めてきたということが大きい。しかし、今それが全て揺らいできている。とりわけ、札幌弁護士会は経済的基盤の低下に直面している。200万人の人口のところに、札幌弁護士会

の会員だけで630名ぐらいであるから相当厳しい状況にあって、今まで我々が進めてきた過疎対策をなかなか続けていけない。その中で、今後もこの過疎対策を進めていくためには、やはり確固たる財政的基盤がないと難しい。札幌弁護士会は、もちろん北海道の弁護士全員が、何とかこのひまわり基金を延長していただきたいという思いである。札幌弁護士会は、この700円を600円に切り下げののも絶対反対だと執行部に意見を伝えている。ぜひこの第1号議案から第3号議案までを御承認いただきたいというお願いをして、私の意見とさせていただきます。」

議長は、他に質疑及び討論を希望する者がいないことを確認し、質疑及び討論を終了して採決に入る旨を宣した。

第1号議案についての採決の結果は、以下のとおりである。

出席会員総数（代理出席・会出席含む。） 8,479名

議案に賛成 7,959名

議案に反対 503名

棄権 17名

以上の結果、第1号議案は出席者の3分の2を超える賛成により可決された。

続いて、第2号議案の採決が行われ、挙手により賛成多数で可決された。続いて、第3号議案の採決が行われ、挙手により賛成多数で可決された。

〔第4号議案〕 依頼者の身元確認及び記録保存等に関する規程（会規第81号）全部改正の件

議長は、第4号議案「依頼者の身元確認及び記録保存等に関する規程（会規第81号）全部改正の件」を議題に供した。

宇都宮眞由美副会長から、次のとおり議案の趣旨説明がなされた。

第4号議案の前身となる現行規程は、2007年3月1日の臨時総会において決議され、同年7月1日から施行されている。以後、会員各位が弁護士としての業務を行う中で、負担を感じつつも、ここに定められた義務をしっかりと遵守されてきたことに敬意を表する。

まず、現行規程の制定経緯について説明する。2003年6月にFATFがマネー・ローンダリング規制に関する「40の勧告」を改訂し、弁護士を含む法律専門家に対して、依頼者の身元確認義務、記録の保存義務及び疑わしい取引の報告義務を求めた。これらの義務のうち、第3の疑わしい取引の報告義務については、弁護士の業務の本質である依頼者との信頼関係を破壊しかねないものであり、到底我々は受け入れることはできないと会を挙げて反対をしてきた。そのような中で、当連合会は、依頼者の身元確認義務と記録の

保存義務に関しては、自らが会規で定めてこれを受け入れることとし、弁護士がマネー・ローンダリングに関与したり、利用されたりすることのないよう、自ら措置を講じた。これが現行規程である。

一方、政府は2007年1月に召集された第166回通常国会において、「犯罪による収益の移転防止に関する法律案」を上程し、この法案は同年3月29日に成立し、翌年の3月1日までは、全面的に施行された。この法律の中で、弁護士については、直接に何らの義務を課されていないが、他の士業に準じて日弁連の会規で定めることとされている。また、弁護士を含む士業については、疑わしい取引の報告義務は課されなかった。このような結果は、当時の弁護士会挙げての反対運動の成果であると思う。

次に、現行規程の改正が必要となった理由について説明する。FATFは、加盟国や加盟地域に対して、「40の勧告」の遵守状況について相互に審査を行っている。我が国に対しても相互審査が実施され、その結果が2008年10月に公表された。そこでは、我が国の事業者全てについて、顧客管理に関する勧告が不履行であるという厳しい評価を受けた。

そこで政府は、犯収法のうち特に顧客管理措置に関わる本人特定事項の確認に関する規制を強化するための改正を行った。この法案は、昨年4月27日に成立し、来年の4月1日から施行されることになっている。改正犯収法においては、司法書士等の他の士業者が本人特定事項を確認すべき場合が拡大するなどの変更がなされている。

弁護士については、前述のとおり、犯収法では、直接ではなく、他の士業の例に準じて日弁連が定める会規で規律することとなっている。そこで、犯収法で司法書士等の他の士業者において本人特定事項の確認義務が変更されたことに準じて、現行規程改正の必要性が生じたのであり、御理解いただきたい。なお、相互審査の際には、現行規程について問題があるとの指摘を受けた条項もあり、それらも併せて今回改正することとした。

また、本議案は、形式的には全部改正となっているが、現行規程の骨格を維持しつつ、本人特定事項の確認に関する条項を中心に、規定の仕方を見直したものである。

さらに、今後は細かい技術的な規定等については、事態の変化に柔軟に対応できるよう、規則を新設することを併せて提案させていただく。規則案については、本議案が承認された後、最も日程が近い本年12月20日及び21日の理事会で審議いただくことを予定している。

ところで、今回、現行規程の改正案を審議いただくに際し、事前に全国の弁護士会と関連委員会に対して意見照会をしたところ、熱心な御検討をいただき、全国から多数の御意見を頂戴した。現行規程が、会員の皆様の業務活動の中に根付いている証拠であると自負しているところである。御意見は、可能な限り反映したが、なお、執行部の考えを維持したところもある。反映できなかった点は、お詫びするとともに、熱心な御検討に心から感謝申し上げます。

次に、具体的な改正点について説明する。第1に、現行規程では「身元確認」と呼んで

いたものを、「本人特定事項の確認」と表現を改めた。これは犯収法に合わせたものである。これに伴って、規程の表題も改めた。

第2に、資産管理行為に必要な本人特定事項の確認の除外事由を狭くした点と、広げた点がある。狭くしたのは、規程案第2条第1項第2号及び第3号において、債務の弁済や金員の受領について、裁判所その他の紛争解決機関の関与した手続によって債権や債務が発生する場合に限定した点である。これは、F A T Fの相互審査の際に、除外事由が広すぎると批判を受けた点であり、御理解いただきたい。

他方、除外事由を広げた点は、規程案第2条第1項第4号において、刑事事件に関し、被害者等に支払う見舞金、被害弁償金、示談金等としての金員の預託を受ける場合を新たに除外事由としたことである。

また、司法書士の例に準じて、規程案第2条第1項第6号で、任意後見契約に基づく事務を新たに除外事由とした。

さらに、規程案第2条第1項第7号で、私人や別の弁護士等が成年後見人や破産管財人に選任され、その者が依頼者となって当該依頼者の職務について依頼を受ける場合についても、官公署の委嘱による場合に準じて、除外事由としている。

なお、資産管理行為において、本人特定事項の確認を厳格にし過ぎると、本人特定事項の確認ができないがゆえに、正当な法律事務の受任ができないことになってしまう事態に備えて、特に自然人である依頼者が外国にいる場合と、自然人である依頼者が逮捕、勾留、刑の執行等の理由で身体を拘束されている場合について、第2条第1項本文で例外を認めている。

第3に、規程案第2条第2項では、不動産の売買等マネー・ローンダリングが行われるおそれが高い取引を列挙して、弁護士が依頼者のためにその準備又は実行をする際に、本人特定事項を確認しなければならないとしているが、今回の改正で、会社の組織変更や合併、会社分割、株式交換、株式移転、会社やそれ以外の団体の定款や規定等に規定された目的の変更、会社やそれ以外の団体の業務の執行又はそれらの代表者の選任等を追加した。これらは、犯収法において、改正前から司法書士等の士業について、そのような規定が設けられていたため、最小限度で取り入れることとしたものである。

第4に、規程案第2条第3項において、本人特定事項の確認方法について、具体的に取り入れることとした。第3号では、非対面取引の場合の確認方法についても、犯収法で規定されている方法を取り入れている。

第5に、規程案第3条において、改正犯収法が定める厳格な顧客管理の必要が特に高いと認められる場合の本人特定事項の確認方法について、新たに規定した。第1号は、なりすましの疑いがある依頼者の場合、第2号は、当該取引、確認時に係る事項を偽っていた疑いがある依頼者の場合、第3号は、マネー・ローンダリングのリスクが高い国又は地域に居住又は所在している依頼者の場合である。このマネー・ローンダリングのリスクが高い国又は地域としては、規則でイラン及び北朝鮮と定めることを予定している。なりすま

しの疑いがある場合と確認事項を偽っていた疑いがある場合については、資産管理行為等又は取引の準備若しくは実行を開始する際に行った本人特定事項の確認方法とは異なる方法で、又はそのときとは異なった本人確認書類を用いて行うものとしている。

第6に、規程案第4条については、依頼者が法人である場合など、依頼者と弁護士に対して現に依頼行為を行う者と異なる場合について規定している。これも犯収法に元々あった規定を取り入れたものである。

第7に、規程案第5条においては、保存すべき記録の範囲を規則で定めることとして、その対象を明確にした。

第8に、規程案第9条において、依頼者の本人特定事項の確認や記録の保存を的確に行うため、使用人に対する教育、訓練の実施その他の必要な体制の整備に努めるという努力義務を規定した。これは、改正犯収法において、弁護士を含む全ての事業者に新たに課せられることになる規定の一部を取り込んだものである。以上が主な改正である。

最後に、皆様をお願いしたいのは、本議案は弁護士の自治を守るために重要な議案だということである。私たちは、2007年に現行規程を設けたことにより、疑わしい取引の報告義務を課せられることなく、また本人特定事項の確認義務や記録の保存義務についても、直接法律によって規定されることなく現在に至っている。

しかし、警察庁は以前から虎視眈々と、弁護士に対して依頼者の疑わしい取引の報告義務、いわゆる密告義務を課したいとチャンスを伺っている。本議案が成立しないという状況になると、政府は犯収法を更に改正し、弁護士について、依頼者の本人特定事項の確認や記録の保存を直接法律上の義務として規定するとともに、密告義務さえも法律上規定してしまうおそれがある。

このようなことになれば、弁護士と依頼者の信頼関係を保つことは、到底不可能に近いと思われる。このような最悪の事態を避けるためには、苦渋の選択ではあるが、改正犯収法の土業に関する規則を最小限度で取り入れて現行規程を改正し、その規程を弁護士に周知徹底して、弁護士がマネー・ローンダリングに関与したり利用されたりすることがないという実績を作ることが必要である。弁護士としての業務を行う中で、今以上の負担になることは明らかであるが、どうか御理解いただき、活発な審議の上で、承認いただくようお願いする次第である。

議長は、質疑に入る旨を宣した。なお、第4号議案については外国特別会員も質疑、討論を行うことができ、議決権を行使できる旨が説明された。

議長は、質疑を希望する者がいないことを確認し、討論に入る旨を宣した。

海渡雄一会員（第二東京） 「賛成意見を述べる。弁護士の自治を守るために、この議案を圧倒的な多数で可決していただきたい。今年の10月、荒事務総長の代理として香港で開かれた世界弁護士会事務総長会議に出席した。この会議の主要なテーマは、『弁護士自

治は終焉するか』というものであった。これに私は大変驚いたが、この会議に出席して、深まる世界経済危機の中、財政危機に陥った国々の経済改革の過程で、弁護士自治を見直し、弁護士の規制を第三者機関に委ねていくという方向性が既にイギリスでは実現しているが、アイルランド、オランダ、イタリア等に飛び火して、各国で大変な大きな議論を呼んでいるということがよく分かった。そこで言われていたことは、弁護士の利益代表組織と規制機関は、区別することが公正なのだという、要するに利益代表者が規制もやるのは不公正だという言い分をF A T F、I M F、世界銀行等がしきりに述べて、弁護士自治に攻撃を加えてきているということである。しかし、弁護士自治を弁護士会が担うことができなくなり、政府機関によって弁護士が規制されるようになれば、今日ここで議論している密告制度といったものが導入され、弁護士の独立性が損なわれて、結局弁護士は依頼者の利益を守ることができなくなると思う。その場に集まっていた世界中の代表、実はイギリスだけは別なのだが、アメリカやカナダ、ドイツ、北欧等様々な国の代表は、一致して何とかこの弁護士自治をこの苦しい状況の中で守るために、共同していこうという意見で一致していた。他方で、弁護士自治の崩壊が最も進んでいるのがイギリスであるが、まさしくイギリスは、依頼者密告制度を政府によって導入され、年間数万件にも及ぶ密告情報を弁護士は警察に提供しなければならなくなっている。そして、弁護士は普通の市民の信頼を失ってしまっているということが言えると思う。日弁連は、2007年に当時のF A T F 勧告のうちの密告制度を除く形で現行規程を作って、密告制度の導入を何とか阻んだのである。私もそのときの対策本部のメンバーであったが、この選択そのものも苦渋の選択だったが、少なくとも密告制度は完全に阻止し、依頼者の本人確認についても、弁護士の自治的制度で運用できる骨格を導入することができた。今回、提案されている新たな規制というものは、F A T F の2008年の勧告というものを国内に導入することを目的としており、既に犯収法の改正が成立してしまっている。そういう意味で、避けられない状態になっている。これを実行していくことで、実際に弁護士が関わる部分というのは、依頼者の金を預かって資産管理をすとか、不動産の取引をすとか、会社を設立したりすとか、かなり限られた局面ではあるが、ある程度面倒をお掛けすることは間違いないと思う。しかし、このような改正を確実に実行して、これを遵守していくことによってはじめ、私たちは密告制度の導入を水際で食い止め、弁護士の自治に対する余計な介入を防ぐことができるのだと思う。この会規は、弁護士自治制度の根幹をなすものであり、圧倒的な多数で可決していただきたい。」

立石雅彦会員（埼玉） 「埼玉弁護士会では、12月1日に臨時総会を開催して、本議案に反対するという決議を圧倒的な多数で可決した。私個人としても、本議案には、反対である。提案理由の中で何度もF A T F が出てくるが、そもそもこのF A T F とは1989年に設置された政府間機関であるが、加盟は30か国程度に過ぎず、しかも存続期間が確か延長されて2012年までとされている組織である。こういったことは、『自由と正義』

で海渡会員等が述べておられるが、特にこの組織には、OECDの一部加盟国の法執行機関等が中心となって、マネロン対策やテロ資金対策の立案を国際的組織という体裁をもって、国内における議会のような市民の関心の及ばないところで立法化しようというところに、問題点・策謀があるということも、海渡会員等が指摘されていたとおりである。そのような組織の勧告に過ぎないものに、なぜ従わなければならないのか。2003年の『40の勧告』自体、必ずしも世界標準となっているわけではないようである。また、『40の勧告』が出された2003年6月当時は、2001年の9・11テロ事件、あるいは2003年3月に始まった米英によるイラク攻撃、これらに象徴されるように、テロ対策ということがとりわけ声高に叫ばれた時期であった。日本政府も、2005年にテロ対策の一環として、この『40の勧告』を完全実施するという方針を決定したわけである。このような歴史的事実を確認した上で、そもそもテロなどという国際的に合意された定義さえなく、あるいは外縁の不明確な理由によって、自由や人権の制約を本来は許してはならないはずであるが、日弁連は政府、特に警察庁に譲歩し、弁護士とマネロンとの関わりを精査することもほとんどなくして現行規程を新設したという制定過程に、今でも違和感や疑問を強く持っている。本改正案の問題点としては、まず、第2条第1項第2号及び第3号の除外事由の範囲の限定は、全く不必要な自己規制である。また、第3条、特に第3号の関係で、マネロンのリスクが高い国又は地域として規則案第5条でイラン及び北朝鮮を指定する予定とのことであるが、これも重大な問題である。この国で生活しているイラン国籍の人々や朝鮮民主主義人民共和国出身等の人々、こういった方々の心情に全く配慮していないとしか思われない。本来日弁連は人権擁護団体のはずであり、このような差別的規則・規程を設けること自体容認できない。また、北朝鮮という呼称をそのまま何の留保もなく使うことの問題もある。さらに、第7条の関係では、特に国選弁護の場合に問題である。私たちは、国選弁護人も辞任できるという解釈に立っているが、相変わらず裁判所は辞任を認めようとしないので、第7条の問題が国選弁護人に生じた場合はどうなるのか。警察や検察から、あるいは誰かから懲戒請求されるおそれもあるのではないかと。元々このような規程を設けると、これを遵守していなければ、主務官庁である警察庁から常に監視され、懲戒請求の対象とされるというおそれもある。このようなことを考えると、現行規程を制定したことにも問題があるということも踏まえて、この改正案には反対せざるを得ない。」

水谷賢会員（岡山） 「本議案に賛成の立場から意見を述べる。2006年から2007年にかけて、いわゆるゲートキーパー問題が起こった。全国の弁護士会にゲートキーパー対策本部を立ち上げて反対運動を展開してきた。FATF『40の勧告』の2003年の改訂により、弁護士などの専門家を門番としてマネー・ロンダリングの疑いのある取引を報告させることによって、未然にマネー・ロンダリングを防ごうとするものだったが、私たち弁護士が依頼者の秘密を依頼者には伝えることなく、いわば密告しなければならないというものだった。これは、依頼者が弁護士に対しては何を話しても、弁護士に守

秘義務があるためその秘密が守られるということの大きな例外であり、弁護士に対する信用を大きく損なわせるものだった。この制度ができると、市民は弁護士に対して安心して相談することができなくなり、市民が弁護士に秘密を相談できる機会を失わせるものであった。そこで、日弁連を中心に全国の弁護士会が対策本部を立ち上げて、弁護士全体でこれに反対してきたのである。その際に、日弁連で決議して作ったのが現行規程である。この規程により、弁護士会が何でもただ反対するものではないことを示し、依頼者の身元確認と記録の保存については、弁護士会が責任を持って行うことを対外的に明らかにするものだった。全国の多くの弁護士の反対とこの規程を作ったことにより、当時の政府、特に自民党の中からも私たちの主張に耳を傾けてくれる人も出てきた。そのため、犯収法は、弁護士には何らの法的義務を課すことなく、弁護士を含む士業については、依頼者の疑わしい取引の報告義務が課されなかったのである。日弁連を中心にして、この密告制度を断固として阻止することができたわけである。その後、この規程を会員に周知徹底して運用することによって、弁護士がマネー・ローンダリングに関与したり、巻き込まれたりするといった事態を防ぐことができている。このように、この規程は弁護士による依頼者の疑わしい取引の密告義務が、犯収法に規定されないための防波堤の役割を果たしているのである。改正犯収法は、来年4月から施行されることになっており、その前に現行規程は、最小限の修正を施す必要が生じている。日弁連が何もしないで手をこまねいていると、政府はさらに犯収法を改正して、弁護士についても、身元確認や記録保存に関する法的義務を課す規定を設けるだろうし、依頼者の疑わしい取引の密告義務が犯収法に書き込まれて、法的義務とされるおそれがある。もし、そのようなことになってしまったら、依頼者の秘密を密告しないことを理由に、私たち自身が処罰されることにもなるかもしれないのである。イギリスでは報告義務を果たさなかった弁護士が、実刑判決を受けた例もあるやに聞いている。私たちは弁護士会の自治を守るとともに、依頼者の秘密を守り、そして弁護士の社会に対する信用を守り抜くために、必要な修正を行った規程案を承認して、弁護士に法的義務を課そうとする大きな動きを何としてでも阻止しなければならない。」

武内更一会員（東京） 「反対意見を述べる。先ほど、提案者も賛成討論の発言者も、この規程を守ることによって弁護士自治を守ることができるという言い方をしていた。また、弁護士がマネー・ローンダリングに関与しないようにするとも述べていた。しかし、これは、犯収法及びそれに基づく弁護士の義務の会規化の目的を直視していないと言わざるを得ない。犯収法そのものは、マネー・ローンダリングや犯罪組織の撲滅を狙っている。それは、まさに金の移転防止を弁護士にも担わせるということである。実際に、弁護士が依頼人から依頼を受けようとするときに、いちいち本人を徹底的に確認する。今回の規程改悪では、最も厳しいものだと公的な書類、写真も付いている書類で確認することまで求めている。これは、例えば登記事務をするときに、司法書士が本人確認をするのとは訳が違う。その者が犯罪収益の移転をしようとしているか、組織犯罪に関わろうとしているか、

又は犯罪組織に関わっている者かどうかということ、弁護士に検査・調査させることを意味している。そして、弁護士がそういう疑いを持ったら、改正案の第7条では、回避するように指導・説得することとなっている。これは弁護士の役目であろうか。弁護士は、社会生活上の医師ではない。医師は、病気や病原菌を徹底的に叩けば叩くほど、あらゆる人から賞賛される。しかし、弁護士が行うことは、相手がいることである。相手は、事件の相手方だったり、又は国家権力だったりすることがしばしばある。そういうものに対して徹底的に闘うということが、依頼人にとっては最も利益になる、そういう立場に弁護士はある。ところが、この規程はこうした弁護士の立場を根底的に変える。国家が行う組織犯罪対策や犯罪組織の撲滅に、弁護士がその先端での仕事に協力しろというのがこの規程である。当初あった密告義務なるものは、その最たるものである。これは、広範な大衆の声によって否定されたが、日弁連は徹底的に闘わずに本人確認義務と記録の保存を受け入れ、この場を逃れるという屈服をした。本人確認及び取引記録の保存の目的は、後々事件が起きたときに、事件から弁護士をたどって本人を特定し、組織を解明するというにある。これは、法律でなく会規で定めても同じことである。捜査機関はそこまで手を伸ばしてくる。こういうことに弁護士が利用されているというのが実態であることは、誰の目にも明らかである。そのような弁護士に、依頼者は本当のことを洗いざらい述べ、弁護士に依頼するであろうか。逆に、弁護士に依頼ができなくなってしまうことを生んでいくであろう。また、弁護士は、その依頼者を疑わなければならない。そのようなことでは、依頼者の事案を適切に処理するという弁護士の業務にも影響する。これは、弁護士の業務そのものを否定することになる。では、この時代になぜ政府がこのようなことを要求してくるかといえば、まさに今の社会・経済状態そのものにある。人民と弁護士の関係を述べる。そもそも組織犯罪とか、犯罪組織の撲滅とか、そういうことを声高に言っている国家権力は、何を恐れているのかといえば、今の新自由主義がどんどん進んで、人々の間が分断され、そして格差が生まれ、それに対して多くの人たちが怒って直接行動に立っていることである。一昨年のチュニジア、エジプト、リビア等の人民が、その国の体制に対して決起し、倒した。この運動と組織を当時の国家権力は組織犯罪だと規定したのである。そして、中国では、政府や企業の横暴に対し、多くの人民が怒って労働者が決起している。そういうものも中国政府は、当然弾圧をする。まさに、それが今の国家権力と人民との退き引かない関係である。つい最近もヨーロッパで、1,000万人規模のデモとストライキが労働者によって闘われた。これも、まともな生活をさせないぐらいに新自由主義を徹底した結果、人々が生きていけず、闘うしかないという形で動いているわけである。そういう人々を組織し、運動を進める人達を国家権力、経済界等は嫌い、弾圧するということになるであろう。それがこの組織犯罪対策、そして犯罪収益移転防止の目的、弁護士への密告義務の強制、さらには本人確認をさせて、そういう事件は受けるなという形での弁護士への規制につながるのである。日本でも現に毎週金曜日、首相官邸前や国会前に、20万人に及ぶこともある大勢の人が集まり、国会及び政府に対して原発の廃止を要求し

ている。直接声を出さなければ実現していかないという気持ちに基づいて、行動している。この組織や行動が、いずれもっと大きな力になっていくときに、組織犯罪対策と称して弾圧しようとするのである。弁護士は、その弾圧する側に立たされて、そういうものを防ぐ防波堤にさせられるわけである。そして、その記録を保存して、いずれ捜査機関が手を下してきたときには、資料を提供する、あるいは、提供しないまでも差押えされることによって、結局協力することになる。まさに、このような事態が今起きており、この規程の意味である。先ほど、海渡会員が述べていたが、OECD加盟の各国が、弁護士の自治を奪おうとしているとのことである。その奪おうとする攻撃によって、むしろ弁護士を屈服させ、自ら自治を明け渡して、こういう形で法律化されなくても弁護士会自らが会員を統制していくということが現に始まっているのである。これに対し、多くの弾圧・抑圧される人民の側に立って闘うという役割を果たすこと、99%を占めるといふ非支配者層の力を背景にして国家権力の弾圧・規制に対抗していくというのが、弁護士が持っている最大の力のはずである。大衆の立場に立って、国家権力からの弾圧を跳ね返していくところに、弁護士への信頼が生まれると思う。密告義務などというものを弁護士には認めさせないといふ大衆の力を信じ、絶対譲ってはいけない。この規程ができたこと自体、問題を含んでいたのであり、ましてそれを強化するなどというのとはとんでもないことである。これはただの改正ではなく、飛躍的にこの規程の権力的な作用・効果を強めることになる。私たちは、ここで絶対に反撃に打って出るべきだと思う。」

石田亮会員（東京） 「反対の立場から意見を述べる。この規程の提案理由には、マネー・ローンダリング対策だと書かれている。先ほど、海渡会員は限られた場合にしかやなくていいんだということ saying していた。しかし、私には、限られた場合にだけ本人確認すればよいという意味には全く読めない。この規程では、例えば交通事故の損害賠償の内容証明を相手に送る場合や、不貞行為の慰謝料の内容証明を相手に送る場合にも、本人確認の情報を提供させないといけないとしか私には読めない。この規程では、マネー・ローンダリングの疑いがあるといった限られた場合だけでなく、私たちがやる全ての事件において本人確認をしなければならないとしか、私には読めない。そして、この規程によると、公的証明を受けられないような人から、今後弁護士が事件を受けることができなくなるのではないかと思われる。他の弁護士から、ホームレスの人に免許証や印鑑証明書を持ってくるように言っても、そんなことはできないと聞いたことがあるが、そのような公的証明を受けられないような人を救済するのが、我々弁護士ではないか。今後、公的証明を受けられないような人を助けることが、この規程によってできなくなるのであり、私は、この規程に絶対反対する。」

鈴木達夫会員（第二東京） 「先ほどの海渡会員の発言は、権力に屈したどうしようもないものであるとともに、新自由主義攻撃に対する恐怖だけをおおる許し難い発言である。

意見は二つある。一つは、法律でなく規程なら良いのかということである。来年の4月1日から施行される犯収法の改悪案に準ずる規程を作るというのだから、中身の悪辣さ、攻撃性ということは、本質的に同じである。自主規制ほど怖いものはない。現行規程自体が、あるいは来年4月から施行される法律自体が許し難いものである。まず、日弁連は、これに対して反対の声を上げるべきである。それをしないで規程で逃げようとする、外から見れば、結局この攻撃は正しいか又はやむを得ないと見える。つまり、自分で自分の首を絞めることになるのであり、権力や政府にとって、こんな都合のいいことはない。2点目は、イギリスだけは別だというのは、確かにそうであるが、人ごとのように言うてはいけないということである。イギリスは、バリスタを中心とした弁護士自治を誇ってきた。ところが、サッチャーは、第1に労働組合、第2に教会、そして第3に弁護士会を弾圧した。人権侵害に対して断固として闘うという歴史と伝統を持ったイギリスの弁護士会をつぶすために、ある場合にはソリシタをも手先に使いながら、全力をあげてイギリスの弁護士自治の破壊に走ったのである。しかし、尊敬すべきイギリスの弁護士の一部は、頑強に闘い続けている。だから、人ごとのように言うてはならないのである。数年前から始まっているゲートキーパー規制は、司法改革という名による日本の弁護士に対する攻撃の中心軸の1つである。つまり、日弁連と弁護士の業務を行き詰まらせ、つぶしてしまおうという大攻撃である。ゲートキーパー規制などということから、我々弁護士は自分の業務を守るためにも皆一致して反対の声を上げなければならない。」

議長は、他に討論を希望する者がいないことを確認し、討論を終了して採決に入る旨を宣した。

第4号議案について、外国特別会員にも議決権がある旨が確認された上で、採決が行われた。採決の結果は、以下のとおりである。

出席会員総数（代理出席・会出席含む。）8,289名

議案に賛成 8,041名

議案に反対 231名

棄権 17名

以上の結果、第4号議案は可決された。

[第5号議案] 調査室規程（会規第14号）中一部改正の件

[第6号議案] 広報室規程（会規第41号）中一部改正の件

[第7号議案] 国際室規程（会規第43号）中一部改正の件

議長は、第5号議案「調査室規程（会規第14号）中一部改正の件」、第6号議案「広報室規程（会規第41号）中一部改正の件」及び第7号議案「国際室規程（会規第43号）中一部改正の件」を一括して議題に供した。

橋本副孝副会長から、次のとおり議案の趣旨説明がなされた。

現在の会規では、調査室、広報室及び国際室の弁護士嘱託に関する任期は、一律2年と定められている。これは非常に硬直的であり、例えば半年ほどの期間に適性を見るとか、あらかじめ短期のニーズに応じた任命をするということができず、そのような場合は辞任をしてもらうしかないという状態である。

そこで事務総長において、2年の範囲内で柔軟に定めることとし、これに伴う所要の文言の修正を行うというものである。

なお、弁護士嘱託の所属する組織としては、この他に立法対策室等7室あり、これらも全て2年任期となっているが、これらは会規ではなく規則で定められているため、本議案が承認されたら、理事会に諮る予定である。

その後、質疑、討論ともに希望者がいなかったことから直ちに挙手による採決に入った。

第5号議案から第7号議案まで個別に挙手による採決が行われ、いずれも賛成多数により可決された。

【第8号議案】 会則中一部改正（第18条、第19条、第21条及び第23条・登録料の納付の免除又は猶予等）の件

【第9号議案】 弁護士名簿の登録料納付の免除等に関する規程制定の件

【第10号議案】 外国特別会員基本規程（会規第25号）中一部改正の件

【第11号議案】 弁護士法人規程（会規第47号）中一部改正の件

議長は、第8号議案「会則中一部改正（第18条、第19条、第21条及び第23条・登録料の納付の免除又は猶予等）の件」、第9号議案「弁護士名簿の登録料納付の免除等に関する規程制定の件」、第10号議案「外国特別会員基本規程（会規第25号）中一部改正の件」及び第11号議案「弁護士法人規程（会規第47号）中一部改正の件」を一括して議題に供した。

斎藤義房副会長から、次のとおり議案の趣旨説明がなされた。

本件は、会則第23条第1項で義務付けている登録料の納付について、その免除等に関する会則会規を整備しようとするものである。その内容は、従前の事務慣行又は日弁連常務理事会の議決により現在行われている運用を、改めて会則会規で定めようとするものである。

第8号議案は、会則の改正である。改正点は4点ある。一つ目は、第18条第2項のうちの「前項第2号」を「前項第3号」に改めるというものである。その理由は、従前、第

2号は、弁護士名簿記載事項の事務所及び住所となっていたところ、職務上の氏名制度を創設して会則を改正した際に、事務所及び住所を第3号に移動して、職務上の氏名を第2号としたのであるが、その際に改正漏れとなっていた部分を今回改正するというものである。

二つ目は、第19条第3項中の「要しない」という文言を「免除することができる」に改めるものである。弁護士任官をした後で再登録する場合、弁護士となる資格を証する書面の提出が免除されているのは、任官前に3年以上弁護士であったものに限定するという運用になっている。そのため、実態に合わせて「要しない」という文言を「免除することができる」という裁量的な否定に改めるというものである。

三つ目は、第21条第1項にただし書を加え、弁護士名簿の登録換え請求をする場合には、氏名、住所及び事務所の変更の届出については、別途行う必要がないとするものである。これにより、登録換え請求の登録料1万円とは別に、登録事項の変更に関する登録料5,000円を支払わなくてよいことを明確にする。

四つ目は、第23条第2項を改正して、登録料の免除又は猶予については、新たに会規を設けることとし、会則に委任規定を設けるというものである。以上が第8号議案の趣旨である。

次に、第9号議案について説明する。これは、会則第23条第2項の改正、すなわち第8号議案の改正を受けて、登録料納付の免除等に関する規程を改めて制定するというものである。

その中身は、第2条は災害による登録事項の変更、第3条は任官者の再登録に関するもの、第4条は弁護士職務経験法に基づく登録者について、第5条は行政区画変更等による登録事項の変更に関するもの、第6条は司法修習終了後1年以内に登録した者について、登録後3か月を経過しないで事項を変更するということが生じた場合に関するもの、第7条は登録換えの請求に伴う職務上の氏名の使用及び変更に関するものというように、各事項について登録料の納付を免除することができるか、あるいは免除し、又は猶予することができるという規定を設けている。このようなものを改めて会規として制定したいということである。これにより、現行の会則の第23条の第2項から第4項までの規定を、会規に移したということになる。そして、その内容は現行の運用を明文化したものである。以上が第9号議案の趣旨である。

次に、第10号議案について説明する。外国特別会員基本規程の改正で、改正点は2つある。

一つ目は、第13条第1項にただし書を追加するもので、その趣旨は、会則第21条第1項の改正と全く同じである。二つ目は、第16条に4項を追加するものである。その趣旨は、第9号議案の免除規程における第5条及び第7条と同じようなものを加えたということにある。以上が第10号議案の趣旨である。

次に、第11号議案について説明する。これは、弁護士法人規程の第14条に3項を追

加するものである。その趣旨は、第9号議案の免除規程における第5条の趣旨と全く同じである。

なお、議案書154ページに掲載されている登録料の納付等に関する免除等の基準案及び議案書152ページに掲載されている特別会員規則の各条項は、あくまで参考資料であり、本総会で会則の一部改正案、会規の制定案及び一部改正案が承認された後に、日弁連理事会に諮る予定である。

議長は、質疑に入る旨を宣した。なお、第10号議案については外国特別会員も質疑、討論を行うことができ、議決権を行使できる旨が説明された。

議長は、質疑を希望する者がいないことを確認し、討論に入る旨を宣した。

佐々木修会員（埼玉） 「埼玉弁護士会は、過日の臨時総会で、第9号議案について会として反対の1票を投じるということに議決された。私の意見として、まず、反対する理由は、免除規程の第6条では、司法修習が終了して1年以内の方については、変更登録料を免除することとなっているが、今まで運用でやってきたのであれば、そのまま運用に任せればよいと思う。これは、現下の就職状況に鑑みてなされている運用であって、規定において恒久化する必要はない。また、命の次に大事なお金のことなので、やはり公平を旨とすべきである。登録料というのは、おそらく日弁連の事務局の方々、あるいは色々なところの事務コストだと思うが、行政区画の変更やビル名の変更ではなく、自らの意思で事項を変更した方については、コストを負担していただくというのが筋ではないかと思う。また、5,000円のことだから、当の会員がそれをよしと思っているのか、疑問がある。私としては、このような措置が不要になることを望んで、あえて反対する。」

議長は、他に討論を希望する者がいないことを確認し、討論を終了して採決に入る旨を宣した。

まず、第8号議案の採決が行われ、挙手により出席者の3分の2以上の賛成多数で可決された。次に、第9号議案の採決が行われ、挙手により賛成多数で可決された。続いて、第10号議案について、議長により外国特別会員にも議決権がある旨が確認された上で採決が行われ、挙手により賛成多数で可決された。続いて、第11号議案の採決が行われ、挙手により賛成多数で可決された。

以上をもって全ての議案の審議を終了し、山岸会長から次のとおり挨拶がなされた。

長時間の御審議につき、御礼申し上げます。

少し嬉しいニュースと誠に残念なことを2つほど申し上げて、御挨拶とさせていただきます

たい。

一つは、先ほど最高裁判決で、国家公務員が休日に政党機関誌を配布した行為の違法性が争われた事件について、元社会保険庁職員を被告人とする事案において、国家公務員法第102条第1項を合憲限定解釈し、公務員の職務の遂行における政治的中立性を損なう実質的なおそれがないとして、東京高裁の無罪判決を維持する判決が出された。日本の司法の歴史において、公権力の行使を憲法第21条の表現の自由を守るために制限する判例として、画期的なものであると思われる。厚生労働省課長補佐については、2審の有罪判決が維持されているということである。

また、拙いブログを始めて、日弁連のホームページに日弁連会長の公式ブログとして掲載させていただいている。これについては、もう少し柔らかいテーマでやったらどうかという御意見もいただいているところではあるが、様々な困難な課題が日弁連にはあり、また昨今、次々と弁護士の不祥事が発生していることを考えて、やや制約的に書いてきた。ブログ上でも、日弁連会長として国民の皆様には謝罪をしなければならない事態であろうと考えている。この間、弁護士の詐欺事件、横領事件等、様々な不祥事が起きており、非常に危機的な状況であると思っている。

先ほど、異なる立場からの意見として、弁護士自治の危機が語られた。イギリスは、確かに弁護士自治を奪われたわけだが、その間、依頼者層や市民の方々からの多くの苦情や、トラブル、不祥事等から抗しきれなかったということも事実である。

そのような中で、海渡前事務総長が世界事務総長会議での議論を踏まえ、世界中の弁護士自治が危機にさらされていると報告された。これは、弁護士自治で自らを律することができるか否かということ、国際機関も国家権力も、メディアや市民も注目しているということであると思う。

そうした状況下で、日本において、私どもは不祥事対応チームを設置して、様々な調査や情報収集を行い、対応しているが、頻繁に会議を開かなければならないほど不祥事が頻発している。このような事態については、総選挙の後の政治状況が落ち着いた頃に、弁護士自治や弁護士会のあり方に対して、相当厳しい風が吹くのではないかと考えている。その場合は、様々な案件について、意見の違う方々も含めて一致団結して闘っていかねばならないと思うが、それと同時に、不祥事が連日報道されるようなことがあっては、弁護士に対する信頼が大きく損なわれる。各弁護士会におかれては、しっかりとこの問題を正面から受け止めて議論し、対策を講ずる等、行動していただきたい。

本日の第1号議案に戻ると、いろいろな御意見があったが、やはりそのような中でも弁護士過疎・偏在対策その他で一生懸命弁護士が会費を募って、汗をかき力を尽くしている。また、震災対応でも、被災地や避難所で、被災者・被害者の方々に寄り添う。そういう活動の中で、自らの日常の業務の在り方にも反省を加えて、新しいニーズの掘り起こしに邁進している若い弁護士たちが非常に増えているということも、実感している。そういう中で、日弁連と弁護士会は、国民各層の皆さんから新たな信頼をいただく。そのような活動

は、十分行っているが、これからも続けていかなければいけないということを、しっかりと私も心に刻んで、副会長、事務総長、事務次長及び会員の皆様方と活動を続けてまいりたいと思っているところであるが、このような不祥事の連続は本当に頭が痛い。皆様方も、弁護士自治は危機的状況にあるとお考えいただき、各弁護士会等、様々なところで議論して、根絶に向けて取り組んでいただきたい。

大変重い話で締めくくることがとなったが、このような状況を認識していただくよう心からお願いして、本日の臨時総会に最後まで出席いただいたことに御礼を申し上げますとともに、一層の御協力をお願いしたい。

以上をもって、全ての議事が終了し、議長が散会を宣し、臨時総会は閉会した。

以上

(調査室囑託 田井野 美穂、牧田 潤一郎)